

犯罪をした者等に対する相談窓口設置業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、犯罪をした者等やその家族、支援者等に対する相談窓口設置業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 業務の内容

「犯罪をした者等に対する相談窓口設置業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 限度額（契約上限額）

金 9 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 プロポーザル参加資格要件

- （１） 富山県内に事業所を有する者であること。
- （２） 本業務の遂行に係る連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。
- （３） プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （４） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- （６） 富山県との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- （７） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （８） 国税及び地方税を滞納していないこと。
- （９） 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出等

（１）参加申込書

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式 1）を提出してください。

- ① 提出先 富山県厚生部厚生企画課
- ② 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）
- ③ 提出期限 令和 8 年 9 月 9 日（水）17:00 まで（必着）

（２）企画提案の募集等に関する質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式 2）により提出してください。
電話及び口頭による質問は原則受け付けません。

- ① 提出先 富山県厚生部厚生企画課
- ② 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）
- ③ 提出期限 令和8年9月9日（水）17:00 まで（必着）

（３）企画提案

① 提出書類

- ア 企画提案書（様式３）
- イ 法人の概要（様式４）
- ウ 経費見積書（「４ 限度額（契約上限額）」に記載した金額の範囲内で作成願います。）
- エ 添付書類（任意様式）
 - （ア）法人概要（パンフレット等）
 - （イ）定款等（定款、寄付行為又はこれに準ずるもの）
 - （ウ）法人組織図（法人の組織がわかるもの）
 - （エ）役員名簿等（役員名簿及び代表者の経歴を記載したもの）
 - （オ）直近の決算関係書類（事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表等）
 - （カ）令和8年度予算関係書類（事業計画書、収支予算書等）
 - （キ）過去に類似業務を履行した実績の一覧（該当があれば提出）

②提出先 富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係

③提出方法 E-mail : akoseikikaku@pref. toyama. lg. jp

※電子メール送信後、必ず事務局に到達確認のお電話をお願いします。

④提出期限 令和8年9月16日（水）17:00 まで（必着）

7 審査

（１）審査方法

企画提案書による書面審査により採用者を決定します。

（２）審査基準

別紙「審査項目及び評価内容」のとおり

（３）審査結果

後日書面で採否のみ通知します。結果に対して異議申し立てはできないものとします。

8 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------|
| （１）参加申込・質問受付期限 | 9月9日（水）17時 |
| （２）質問の回答 | 9月11日（金） |
| （３）書類提出期限 | 9月16日（水）17時 |
| （４）書面審査実施 | 9月中～下旬 |
| （５）審査結果通知・公表 | 9月下旬 |
| （６）契約の締結 | 10月1日（予定） |
| （７）相談窓口始動（事業開始） | 10月中旬頃 |

9 その他

- （１）次に掲げるものの提出は無効とします。

- ①所定の期日及び場所に提出のないもの。

②今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。

③提出書類に虚偽の記載があるもの。

(2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とします。

(3) 採用となった者とは、業務内容を別途協議の上、契約を締結します。契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者と改めて協議を行うこととします。

(4) 当事業は、国の「地域再犯防止推進交付金」の活用を予定しており、会計検査院の検査等の対応が生じる場合があります。交付金事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分し、交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管してください。

(5) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属します。

(7) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

10 提出先・問合せ先

富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係（富山県庁本館2階）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

E-mail : akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

TEL : 076-444-3197